

2014年1月

お客様各位

中央労働金庫

ろうきん 預金規定等の改定のお知らせ

ろうきん は、2014年1月5日より、新しいオンラインシステムへ移行いたしました。新しいオンラインシステムへの移行にともない、各種預金等の規定を改定させていただきます。つきましては、預金規定等の主な改定内容を下記のとおりご案内申し上げます。改定後の新規定は、規定改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。改定後の預金規定集の交付につきましては、お取引店までお申し出ください。また、誠に勝手ながら、新システムへの移行にともない、据置型定期預金（ハイパー 定期）につきましては新規受付を終了、積立定期預金、定期積金および納税準備預金につきましてはお取扱いを終了させていただきます。なお、積立定期預金等の取扱終了商品をご契約のお客さまにつきましては、代替商品等のお手続きをお願いしております。なにとぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。ご不明の点がございましたら、誠に恐れ入りますが、お取引店までお問い合わせください。

記

1. 預金規定

(1) 普通預金（決済用預金・通帳不発行口座を含む）貯蓄預金

利息計算日を（2月と8月に）変更させていただきます。（決済用預金除く）

変更後（普通預金規定例）	変更前（普通預金規定例）
6.（利息） この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。	6.（利息） この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

個人のお客さまの口座解約については、取引店のほか当金庫本支店でもお取扱いいたします。

変更後（普通預金規定例）	変更前（普通預金規定例）
11.（解約等） (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、 <u>当店または当金庫本支店</u> に申出てください。 (2)～(6)（省略）	11.（解約等） (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、 <u>当金庫窓口</u> に申出てください。 <u>ただし、取引店以外での解約は、当金庫所定の手続によります。</u> (2)～(5)（省略）

(2) 定期預金 (ワイド定期、スーパー定期、大口定期、変動金利定期)

個人のお客さまの預入れ・払戻し(口座解約は除く)については、取引店のほか当金庫本支店、他の労働金庫でもお取扱いいたします。また、口座解約については取引店のほか当金庫本支店でもお取扱いいたします。(エース預金も同様)

変更後(スーパー定期規定例)	変更前(スーパー定期規定例)
<p>1.(取扱店の範囲)</p> <p>(1) 個人のお客さま この預金は、当店のほか当金庫本支店および当金庫が提携した他の労働金庫(以下「提携金庫」といいます。)のどこの店舗でも預入れができます。</p> <p>(2) 団体のお客さま この預金は、当店でのみ預入れができます。また、この規定に定める自動継続の停止、口座の解約、書替継続、預入の解約、一部解約、届出事項の変更、通帳・証書の再発行等についても当店でのみ取扱いします。</p>	<p>1.(取扱店の範囲)</p> <p>自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。なお、預入期間を3か月未満とする場合には、当金庫所定の金額以上のものに限り預入れができます。</p>
<p>6.(口座の解約、書替継続)</p> <p>(1) この預金口座の解約または書替継続は、当店のほか当金庫本支店で取扱いします。</p> <p>(2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の解約請求書または払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店または当金庫本支店に提出してください。</p>	<p>6.(預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) この預金を満期日自動解約入金方式以外の方法で解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、通帳のみまたは証書の受取欄に記名押印がなくても取扱いします。この場合、届出の印鑑を引き続き使用します。</p>
<p>(3)~(5)(省略)</p>	<p>(2)(省略)</p>
<p>7.(預入の解約、一部解約)</p> <p>(1) この預金は、通帳口の場合には、預入れ元金の解約(以下「預入の解約」といいます。)ができます。</p> <p>(2) この預金は、複利型の場合には、当金庫所定の据置期間の満了日以降、申出にもとづき、預入れ元金の一部解約(以下「一部解約」といいます。)ができます。</p> <p>(3) 預入の解約または一部解約は、当店のほか当金庫本支店および提携金庫で取扱うことができます。なお、提携金庫の店舗で預入の解約または一部解約をする場合には提携金庫の手続によることとし、その金額は提携金庫が定める金額を限度とします。また提携金庫が利用手数料を定めているときは、所定の利用手数料を支払ってください。</p> <p>(4) 前記2(1)の満期自動解約入金方式以外の方法で預入の解約をするときまたは一部解約をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店、当金庫本支店または提携金庫に提出してください。ただし、一部解約について預入金額が300万円以上の場合の一部解約は、300万円を超える金額部分に限りします。</p>	<p>7.(一部解約)</p> <p>(1) この預金のうち金庫所定の金額以上で、かつ、預入日の1年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とするものについては、当金庫所定の据置期間の満了日以降、申出に基づき元金の一部について解約の取扱い(以下「一部解約」といいます。)をします。ただし、預入金額が300万円以上の場合の一部解約は、300万円を超える金額部分に限りします。</p> <p>(2) この預金のうち中間払利息のあるものは一部解約の払出限度額を当初預入額の30%以内とします。ただし、中間利払利率と約定利率が同一の場合には、一部解約のお取扱いはできません。</p> <p>(3) 一部解約をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。</p>
<p>(5)~(7)(省略)</p>	<p>(4)~(6)(省略)</p>

元金を一部解約（一部解約）できる商品を以下のとおり変更させていただきます。

（変更前）ワイド定期、スーパー定期（単利型・複利型）、大口定期が可能

（変更後）ワイド定期、スーパー定期（複利型）のみ可能

スーパー定期（単利型）、大口定期の一部解約に関する記載を削除させていただきます。

預金の払戻しは、預入れ元金の解約（預入の解約）と元金の一部解約（一部解約）を指し、預金の払戻し（預入の解約、一部解約）と口座解約を規定上分けて記載いたします。

残高 0 円口座は、一定期間経過後、自動的に口座を閉鎖させていただきます。（エース預金、財形預金も同様）

変更後（ワイド定期規定例）	変更前（ワイド定期規定例）
7.（口座の解約、書替継続） (1)～(4)（省略） <u>(5) この預金が、残高がないまま当金庫所定の期間を経過した場合には、当金庫はこの預金口座を解約することができるものとします。</u>	7.（預金の解約、書替継続、一部支払い） (1)～(3)（省略） (新設)

（3）エース預金

エース預金の商品名を分かりするため、以下のとおり変更させていただきます。

変更後	変更前
エンドレス型（ワイド型）	ワイド型（エース1）
エンドレス型（スーパー型）	スーパー型（スーパー・エース1）
確定日型（ワイド型）	ワイド型（エース2）
確定日型（スーパー型）	スーパー型（スーパー・エース2）
年金型（ワイド型）	ワイド型（エース年金）
年金型（スーパー型）	スーパー型（スーパー・エース年金）
エンドレス型（まとめ周期選択型）	（新設）

エース預金（ワイド型）はワイド定期（預入金額 1,000 万円以上は大口定期）でお預かりいたします。エース預金（スーパー型）は従来どおりスーパー定期でお預かりします。

	変更後	変更前
エンドレス型（ワイド型）	<ul style="list-style-type: none"> 預入金額 1,000 万円未満：ワイド定期で預入れ 預入金額 1,000 万円以上：大口定期で預入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 預入金額 50 万円未満：ワイド定期で預入れ 預入金額 50 万円以上：スーパー定期で預入れ 預入金額 1,000 万円以上：大口定期で預入れ
確定日型（ワイド型） 年金型（ワイド型）	<ul style="list-style-type: none"> 預入金額 1,000 万円未満：ワイド定期で預入れ（ただし、目標日または年金支払開始日までの期間が 1 年未満はスーパー定期で預入れ） 預入金額 1,000 万円以上：大口定期で預入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 預入金額 50 万円未満：ワイド定期で預入れ（ただし目標日までの期間が 1 年未満の場合はスーパー定期で預入れ） 預入金額 50 万円以上：スーパー定期で預入れ 預入金額 1,000 万円以上：大口定期で預入れ

エース預金積立期間中の受入商品（ワイド型・スーパー型）の変更および商品種類（エンドレス型）の変更はできなくなります。

	変更後	変更前
受入商品	受入商品（ワイド型・スーパー型）の変更不可	ワイド型からスーパー型のみ変更可
商品種類	<ul style="list-style-type: none"> 確定日型は年金型への変更可 年金型は確定日型への変更可 エンドレス型は商品変更不可 	<ul style="list-style-type: none"> エンドレス型は確定日型、年金型への変更可 確定日型は年金型への変更可 年金型は確定日型への変更可

エース預金「確定日型」の満期時は自動解約となります。 次期口座開設の条項は適用されません。

なお、現在エース預金「エース 2」、エース預金「スーパー・エース 2」で次期口座開設をお申込みされているお客さまは、エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」に移行させていただきます。

変更後	変更前
(削除)	<p>6.(次期口座開設)</p> <p>この預金で次期口座開設の契約がある場合は、次のとおり取扱います。</p> <p>(1) 積立終了日以後に預入れがあった場合は、自動的に次期口座を開設します。</p> <p>(2) 積み立てられた各定期預金の元利金合計額は、目標日にとりまとめて次期口座へ自動的に振り替えて継続します(自動振替継続)。なお、次期口座が開設されていない場合は、目標日にその元利金により、次期口座を開設します。</p> <p>(3) 自動振替継続を停止するときは、目標日の前日までにその旨を申し出てください。</p>

エース預金「確定日型」の目標日、エース預金「年金型」の年金支払開始日の変更にかかわる受付期間が変わります。

ア. ワイド型

(変更前) 積立終了日まで受付可

なお、変更後の目標日(年金支払開始日)は積立終了日の3か月後応当日以降

(変更後) 繰上げる場合

変更後の目標日(年金支払開始日)の1年前応当日の前日まで受付可

なお、変更後の目標日または年金支払開始日は積立終了日の3か月後応当日以降

繰下げる場合

変更前の目標日(年金支払開始日)の1年前応当日まで受付可

なお、変更後の目標日(年金支払開始日)は積立終了日の3か月後応当日以降

変更後(エース預金「確定日型(ワイド型)」規定例)	変更前(エース預金「エース 2」規定例)
<p>9.(契約内容の変更)</p> <p>(1)~(3)(省略)</p> <p><u>(4) 目標日を繰上げる場合は、変更後目標日の1年前応当日の前日までに、また繰下げる場合は、変更前目標日の1年前応当日までに、当金庫所定の書面によって、当店または当金庫本支店に申出てください。なお、変更後の目標日は、積立終了日の3か月後応当日以後の日を指定してください。</u></p>	<p>10.(契約内容の変更)</p> <p>(省略)</p> <p>(1)~(2)(省略)</p> <p><u>(3) 目標日を変更する場合は、積立終了日までに申し出てください。なお、変更後の目標日は、積立終了日の3か月後応当日以後の日を指定してください。また、この変更に伴い、すでに預入れられている定期預金の種類を変更する場合があります。</u></p>

イ. スーパー型

(変更前) 積立終了日まで受付可

なお、変更後の目標日(年金支払開始日)は積立終了日の3か月後応当日以降

(変更後) 繰上げる場合

変更後の目標日(年金支払開始日)の5年6か月応当日前日まで受付可

なお、変更後の目標日(年金支払開始日)は積立終了日の3か月後応当日以降

繰下げる場合

変更前の目標日（年金支払開始日）の6か月前応当日まで受付可

なお、変更後の目標日（年金支払開始日）は積立終了日の3か月後応当日以降

変更後（エース預金「確定日型（スーパー型）」規定例）	変更前（エース預金「スーパー・エース2」規定例）
9.（契約内容の変更） (1)～(3)（省略） <u>(4) 目標日を繰上げる場合は、変更後目標日の5年6か月前応当日までに、また繰下げる場合は、変更前目標日の6か月前応当日までに、当金庫所定の書面によって、当店または当金庫本支店に申出てください。なお、変更後の目標日は、積立終了日の3か月後応当日以後の日を指定してください。</u>	10.（契約内容の変更） （省略） (1)～(2)（省略） <u>(3) 目標日を変更する場合は、積立終了日までに申し出てください。なお、変更後の目標日は、積立終了日の3か月後応当日以後の日を指定してください。また、この変更に伴い、すでに預入られている定期預金の種類を変更する場合があります。</u>

(4) 財形預金

一般財形預金（スーパー型）・財形住宅預金（スーパー型）の概算支払における明細支払順位を預入日から支払日までの日数が少ないものから解約します。

変更後（一般財形預金規定例）	変更前（一般財形預金規定例）
5.（預金の支払方法等） (1)～(2)（省略） (3) スーパー定期は、満期日が到来しているものを払戻請求額に達するまで次の順序で支払います。ただし、当金庫がやむをえないと認めるときは、満期日前のスーパー定期を同様の順序で解約して支払います。 預入日から支払日までの日数が <u>少ないもの</u> からとします。 預入日から支払日までの日数が同じ場合は、金額の大きいものからとします。 (4)（省略）	5.（預金の支払方法等） （省略） (1) スーパー定期は、満期日が到来しているものを払戻請求額に達するまで次の順序で支払います。ただし、当金庫がやむをえないと認めるときは、満期日前のスーパー定期を同様の順序で解約して支払います。 <u>なお、その際に預入日（継続したときはその継続日、以下同じです。）から1か月経過しているものについては、その預入金額の一部解約を可能とします。</u> 預入日から支払日までの日数が <u>多いもの</u> からとします。 預入日から支払日までの日数が同じ場合は、金額の大きいものからとします。 (2)（省略）

財形年金預金の積立終了日から年金支払開始日までの据置期間が変わります。

（変更前）6か月以上

（変更後）6か月以上（ただし、支払周期が6か月の場合は7か月以上、支払周期が1年の場合は13ヶ月以上）

変更後	変更前
2.（預金の種類、継続方法等） (1)（省略） (2) 「年金支払開始日」は、「積立終了日の6か月後の応当日から5年後の応当日の翌月末」までの間の任意の日（1日から28日まで）とします。なお、あらかじめ指定のあった年金支払の <u>周期（以下「支払周期」といいます。）が6か月の場合は「年金支払開始日」は7か月後の応当日から、支払周期が1年の場合は13か月後の応当日からとします。また、年金支払開始日前の支払周期分を遡った応当日を「年金元金計算日」とします。</u> (3)～(4)（省略）	2.（預金の種類、継続方法等） （省略） (1) 「年金支払開始日」は、積立終了日の6か月後の応当日から5年後の応当日の翌月末までの間の任意の日（ただし1～28日までとします。）とし、 <u>年金支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。</u> (2)～(3)以降（省略）

財形年金預金の年金支払開始日の変更にかかわる受付期間が変わります。

(変更前)

- ・ 繰上げる場合: 変更後年金支払開始日の6か月前応当日かつ積立終了日まで受付可
- ・ 繰下げる場合: 変更前年金支払開始日の6か月前応当日かつ積立終了日まで受付可

(変更後)

- ・ 繰上げる場合: ワイド型・・・変更後年金支払開始日の1年前応当日の前日まで受付可
スーパー型・・・変更後年金支払開始日の5年6か月前応当日まで受付可
- ・ 繰下げる場合: ワイド型・・・変更前年金支払開始日の1年前応当日まで受付可
スーパー型・・・変更前年金支払開始日の6か月前応当日まで受付可

変更後	変更前
14.(支払開始日の変更) <u>支払開始日を繰上げる場合は、ワイド型の場合は変更後年金元金計算日の1年前応当日の前日まで、スーパー型の場合は変更後年金元金計算日の5年6か月前応当日までに、また繰下げる場合は、ワイド型の場合は変更前年金元金計算日の1年前応当日まで、スーパー型の場合は変更前年金元金計算日の6か月前応当日までに、当金庫所定の書面によって、当店または当金庫本支店に申出てください。</u>	14.(支払開始日の変更) <u>支払開始日を繰上げる場合は、変更後支払開始日の6か月前応当日まで、かつ積立終了日までに、また繰下げる場合は、変更前支払開始日の6か月前応当日まで、かつ積立終了日までに当金庫所定の書面によって、当店に申し出てください。なお、この支払開始日の変更に伴い、すでに預入れている定期預金の種類を変更する場合があります。</u>

(5) 振込規定

ろうきん の自動機で振込予約ができるようになります。

変更後	変更前
4.(振込通知の発信) (1) (省略) (2) <u>窓口営業時間終了後または当金庫休業日に預金支払機を使用した振込依頼を受けたときは、前記(1)の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に電信扱いとして振込通知を発信します。</u>	4.(振込通知の発信) (1) (省略) (2) <u>預金支払機を使用した振込依頼を受けたときは、依頼日の当日に電信扱いとして振込通知を発信します。</u>

(6) 預金規定共通

払戻し・解約にあたって、本人確認資料の提示等をお願いすることがあります。

変更後(普通預金規定例)	変更前(普通預金規定例)
5.(預金の払戻し) (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。 <u>(2) 前記(1)の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫または提携金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u> (3)～(5) (省略)	5.(預金の払戻し) (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。 (2)～(4) (省略)

2. カード規定集

(1) カード規定

他の金融機関の自動機から ろうきん カードを使った振込ができるようになります

変更後(カード規定例)	変更前(カード規定例)
<p>1.(カードの利用)</p> <p>普通預金(総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。)および貯蓄預金について発行した<u>ろうきんキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)</u>は、それぞれ当該預金口座の次の取引をする場合に利用することができます。</p> <p>～ (省略)</p> <p>当金庫、当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した<u>提携金庫</u>および<u>提携金融機関</u>の預金支払機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し(総合口座取引で当座貸越を利用して普通預金を払戻すことを含みます。)振込の依頼をする場合</p> <p>～ (省略)</p>	<p>1.(カードの利用)</p> <p>普通預金(総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。)について発行した<u>ろうきんキャッシュカード、貯蓄預金について発行したろうきん貯蓄預金カード(以下これらを「カード」といいます。)</u>は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>～ 省略</p> <p>当金庫、当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した<u>提携労働金庫</u>の預金支払機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し(総合口座取引で当座貸越を利用して普通預金を払戻すことを含みます。)振込の依頼をする場合</p> <p><u>なお、振込にあたっては、あらかじめ当金庫所定の手続が必要な場合があります。</u></p> <p>(省略)</p>

ろうきん の自動機から総合口座定期預金の取引ができるようになります。なお、自動機による振替取引については以前からお取り扱いしておりますが、カード規定上にも記載させていただきます。

変更後	変更前
<p>1.(カードの利用)</p> <p>(省略)</p> <p>～ (省略)</p> <p>当金庫および提携金庫の預金支払機を使用して振替資金を預金口座からの振替により払戻し、同時に他の預金口座に通帳を使用して預入れをする場合(以下この取扱いを「振替入金」といいます。)</p> <p>当金庫および提携金庫の預金支払機を使用して総合口座取引の定期預金の取引をする場合</p>	<p>1.(カードの利用)</p> <p>(省略)</p> <p>～ (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>5.(預金支払機による振替入金)</p> <p>(1) 預金支払機を使用して振替資金を預金口座からの振替により払戻し、振替入金をする場合には、<u>預金支払機の画面表示等の操作手順に従って、預金支払機にカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、振替元口座の通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</u></p> <p>(2) <u>預金支払機による1回あたりの振替入金は、当金庫および提携金庫所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振替入金は、当金庫所定の金額の範囲内とします。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6.(預金支払機による総合口座取引の定期預金の取扱い)</p> <p>(1) <u>総合口座取引の普通預金について発行したカードに限り、当該総合口座取引の定期預金(普通預金および定期預金の複合型通帳の場合に限ります。)について当金庫または提携金庫の預金支払機を使用して次の取引をすることができます。</u></p> <p>新約</p> <p>定期預金口座が未開設の総合口座について</p>	<p>(新設)</p>

変更後	変更前
<p>に限ります。)</p> <p><u>預入の解約または一部解約</u></p> <p><u>総合口座の定期預金の預入明細を指定して、当該預入の解約または一部解約を行い、元利金を総合口座普通預金に入金する取引</u></p> <p><u>預入の解約予約</u></p> <p><u>総合口座の定期預金の預入明細を指定して、満期日に当該預入を自動解約し、元利金を総合口座普通預金に入金する取引</u></p> <p><u>契約内容変更</u></p> <p><u>総合口座の定期預金の預入明細を指定して、次回満期継続後の預入期間の変更または満期時の取扱方法の変更を行う取引</u></p> <p>(2) <u>預金支払機を利用して定期預金取引をする場合には、預金支払機の画面表示等の操作手順に従って、預金支払機にカードおよび総合口座通帳を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における定期預金取引については、新約申込書、払戻請求書または契約内容変更届の提出はありません。</u></p>	

ろうきん の自動機での暗証番号変更については以前からお取扱いをしておりますが、カード規定上にも記載させていただきます。(ろうきんカードローン・カード規定も同様)

変更後	変更前(カード規定例)
<p>14.(カードの紛失、届出事項の変更等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>届出の暗証は、当金庫および提携金庫の預金支払機を使用して変更することができます。変更する場合には預金支払機の画面表示等の操作手順に従って、預金支払機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。なお代理人カードについても同様です。</u></p>	<p>12.(カードの紛失、届出事項の変更等)</p> <p>(省略)</p> <p>(新設)</p>

(2) ろうきんカードローン・カード規定

ローンカードからの振込・振替ができるようになります。

変更後	変更前
<p>1.(カードの利用)</p> <p>ろうきんカードローン・カード(以下「ローンカード」といいます。)は、次の取引に利用することができます。</p> <p>~ (省略)</p> <p><u>当金庫、当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した提携金庫および提携金融機関の預金支払機を使用して振込資金を貸越口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする取引</u></p> <p><u>当金庫および提携金庫の預金支払機を使用して振替資金を貸越口座からの振替により払戻し、同時に普通預金に通帳を使用して預入れをする取引(以下この取扱いを「振替入金」といいます。)</u></p> <p>(省略)</p>	<p>1.(カードの利用)</p> <p>(1) ろうきんカードローン・カード(以下「ローンカード」といいます。)は、次の取引に利用することができます。</p> <p>~ (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(省略)</p>

変更後	変更前
<p>4.(預金支払機による振込)</p> <p>(1) 預金支払機を使用して振込資金を預金貸越口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、預金支払機の画面表示等の操作手順に従って、預金支払機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貸越口座からの払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(2) 預金支払機による1回あたりの振込は、当金庫、提携金庫または提携金融機関所定の金額の範囲内とします。なお、1日および1か月あたりの振込は、当金庫所定の金額の範囲内とします。</p> <p>(3) 預金支払機を使用して振込の依頼をする場合に、振込金額と後記6(1)に規定する預金支払機等手数料金額、および後記6(3)に定める振込手数料金額の合計額が貸越口座から払戻すことのできる金額を超えるときは、その振込はできません。</p>	(新設)
<p>5.(預金支払機による振替入金)</p> <p>(1) 預金支払機を使用して振替資金を貸越口座からの振替により払戻し、振替入金する場合には、預金支払機の画面表示等の操作手順に従って、預金支払機にカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貸越口座からの払戻しについては、払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(2) 預金支払機による1回あたりの振替入金は、当金庫および提携金庫所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振替入金は、当金庫所定の金額の範囲内とします。</p>	(新設)
<p>6.(預金支払機等の利用手数料)</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3) 預金支払機等を使用して振込の依頼をする場合には、当金庫、提携金庫または提携金融機関所定の振込手数料をいただきます。振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、払戻請求書なしで、その払戻しをした貸越口座から自動的に引落します。なお、提携金庫および提携金融機関の振込手数料は、当金庫から提携金庫および提携金融機関に支払います。</p>	<p>4.(預金支払機等の利用手数料)</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(新設)</p>

(3) デビットカード取引規定

ろうきん の自動機でデビットカードの利用停止・停止解除ができるようになります。

変更後	変更前
<p>2.(利用方法)</p> <p>(1)～(3)(省略)</p> <p>(4) 当金庫がデビットカード取引を行うことができる日または時間帯以外は、デビットカード取引を行うことができません。</p> <p>(5) デビットカードの取引の利用停止を行う場合は、書面その他当金庫所定の方法により当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(6) デビットカード取引は、当金庫の預金支払機を使用して利用停止または停止解除をすることができます。利用停止または停止解除を行う場合は、預金支払機の画面表示等の操作手順に従</p>	<p>2.(利用方法)</p> <p>(1)～(3)(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

変更後	変更前
証 <u>その他所定の事項を正確に入力してください。</u>	

3. その他サービス

(1) スウィングサービス

お客さまがご指定した普通預金残高をもとに、残高が上回った場合は普通預金から貯蓄預金（定期預金）へ、残高が下回った場合は貯蓄預金（定期預金（定期預金の場合は定期預金の満期日に普通預金残高が下回った場合））から普通預金へ振替るサービスのみに変わります。

・ 貯蓄スウィング

変更後（サービス概要）	変更前（サービス概要）
<ul style="list-style-type: none"> 指定日に顧客が指定した普通預金残高を上回った場合に、指定金額を普通預金から貯蓄預金に、下回った場合に指定金額を貯蓄預金から普通預金に振替る。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定日に指定金額を普通預金から貯蓄預金、貯蓄預金から普通預金に振替る。 指定日に顧客が指定した普通預金残高を上回った場合に、<u>超過金額</u>を普通預金から貯蓄預金に、下回った場合に<u>不足金額</u>を貯蓄預金から普通預金に振替る

・ 定期スウィング

変更後（サービス概要）	変更前（サービス概要）
<ul style="list-style-type: none"> 指定日に顧客が指定した普通預金残高を上回った場合に、<u>指定金額</u>を普通預金から振替え、定期預金を作成する。 定期預金の満期日に顧客が指定した普通預金残高を下回った場合に、満期をむかえた定期預金を解約し普通預金へ振替る。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定日に普通預金残高が顧客が指定した金額を上回った場合、<u>5万以上の整数倍</u>で指定金額を普通預金から振替え、定期預金を作成する。 定期預金の満期日に普通預金に<u>当座貸越がある場合</u>に、満期をむかえた定期預金を解約し普通預金に入金する（当座貸越がない場合には振替しない）

(2) ランクアップサービス

「ろうきんスーパー・ステップ」は、「ろうきん定期預金ランクアップサービス」にサービス名を変更します。また、同一満期日の複数の定期預金があった場合、これまでは各定期預金を一つの定期預金に取りまとめることができましたが、一つの定期に取りまとめは行わず、各々の元利金にもとづき高利回りの定期預金を選択して、それぞれの元利金を自動継続するサービスに変わります。

4. その他

(1) 規定の改定（最終条項）

規定の改定については、ポスター・チラシに限定せず、ホームページ等相当の方法によりお知らせすることに変更させていただきます。

変更後	変更前
<p>(規定の改定)</p> <p>(1) この規定の各条項は、<u>金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、改定できるものとします。</u></p> <p>(2) 改定後の規定については、<u>公表の際に定めた適用開始日以降の取引から適用されるものとします。</u></p>	<p>(規定の改定)</p> <p><u>この規定を改定する場合は、当金庫本支店の窓口またはキャッシュコーナーにおいて、改定内容を記載したポスターまたはチラシ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</u></p>

以 上